

土地改良事業変更計画概要書

第1章 目 的

本地域は、人口の減少と高齢化の進行等、困難な問題をかかえている。農業においても、近年の過疎化と相まって、農家人口も減少し、担い手も減少の一途をたどっている。農地においては、耕作放棄地が目立っており、農業生産基盤が危ぶまれている。

区画整理を行うことで、農地集積・集約化を進めるための条件を整備し、農業生産企業の参入により、瀬戸内の温暖な気候を生かした、レモンの供給団地を育成することにより、地元の雇用拡大も見込まれ、産業として自立できる農業経営を目指す。

なお、今回の計画変更は、施行地域の変更及び事業費の変動があったため行うものである。

第2章 地域の所在及び現況

1. 地域の所在及び地積

()は変更前 [単位:ha]

所在	江田島市沖美町是長、畑、岡大王							
地積	田	畑	山林	原野	その他	5条7項	5条6項	計
	(3.2)	(2.5)	(0.0)		(0.0)		(0.1)	(5.8)
	2.3	5.6	-	-	-	-	0.5	8.4

2. 地域の現況

(1) 地形

本地区は、江田島市沖美町に位置し、1ha程度のエリアが9(7)箇所に点在している。標高5～145mで、急峻なエリアもあれば、平坦なエリアもある農振農用地区域である。

(2) 土壌及び土性

土壌は、地区一帯が中粗粒褐色森林土からなり、土性は、砂質土である。

(3) 気象

本地区は江田島市の西部に位置し、年間を通じて降水が比較的少なく、温暖な瀬戸内海性気候で、年間平均気温15.7℃、年間降水量は1,439.8mm の地域である。

(4) 水利状況

用水は、三高ダムを水源としており、揚水機場、ファームポンド、パイプラインの畑地かんがい施設を経て取水している。排水は各エリアにコンクリート構造物の排水路が存在している。

(5) 営農状況

()は変更前

区分	農家 戸数 (戸)	内訳		一戸当たり		備考
		販売 (戸)	自給的 (戸)	田 (ha)	畑 (ha)	
江田島市	581	138	443	0.09	0.8	
受益地	(34) 45		(34) 45	(0.09) 0.05	(0.07) 0.12	

(6) 地域環境の概況

本地区は、「江田島市田園環境整備マスタープラン」において「環境配慮区域」に指定されており、現地調査の結果、保護すべき動物としてカヤネズミ・ニホントカゲ・ヒメアカネ・コガネグモ・ツヤキベリアオゴミムシ等の9(4)種、保護すべき植物としてハンゲショウ・カワヂシャ・オオアカウキクサ・シャジクモ・カワラケツメいの5(4)種の生息が確認されており、環境省及び広島県のレッドデータリストに掲載されている動植物も確認されている。また、駆除すべき種として、オオフサモが確認されている。工事の施工前から随時確認を行い、必要に応じて工法検討を行う必要がある。

第3章 基本計画

1. 工事計画の内容

()は変更前

地区名	工 種	数量及び規模	備考
沖	整 地 工	(5.5) 7.4 ha	
	道 路 工	(0.2) L=0.4 km W=2.5m	
	用水路工	(47) 23 箇所 末端分水工	
	排水路工	(0.5) L=1.1 km (KF300, DF600×800) KF200~450	
	土壌改良	(4.7) 1.4 ha	

2. 環境配慮にかかる計画

整備中は汚濁水など既存水路からの流出を抑制するほか、施工に影響する種については、移植など検討を行うこととしている。

また、施工中保護すべき動植物が確認され、影響が懸念される場合、その都度検討を行い、対応するものとしている。

第4章 工事又は管理の要領

事業により創設される道路・水路は、江田島市が維持管理を行う。

第5章 換地計画の要領

1. 換地計画樹立の必要性

事業により、基盤の整備を行いもって農用地の集団化を図るため、換地計画により公平適切な換地の配分、利害関係者の権利の帰属、公定のため換地計画を樹立する必要がある。

2. 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、国土調査法による地籍調査に基づく登記が完了している土地にあつては、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とし、これ以外の土地にあつては、広島県が行う実測による地積とする。なお、国土調査法に係る異議申出があつたときは、これを受け付けて対応を検討する。

(2) 農用地集団化の方法

地区名	区分 地帯別,グループ 別団地の指定	個人別換地の方法		
		位置の選択	一戸当たり 目標団地数	区画畦畔 の取扱い
沖	該当なし	母地集団化方式	概ね 1 団地	固定畦畔 原則として標準区画を 単位に交付する。 移動畦畔 配分面積に応じて移動 して定める。

(3) 非農用地換地の方法

地区名	種 類	非農用地区域 の位置の概略	面積 ㎡	換地の手法	その他
沖		該当なし			
計			0		

(4) 清算の方法

比例地積清算方式

事業による増価額を従前の土地の交付対象面積に比例して配分する。

3. 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係わる地積

()は変更前[単位:㎡]

換地区	区分 工区名	公 用 公 共 用 地					
		国有地	県有地	市有地	計	その他	合計
沖	道路	-	(-) 376.00	(659.90) 3,531.90	(659.90) 3,907.90	-	(659.90) 3,907.90
	水路	(-) 159.00	-	(486.80) 1,039.10	(486.80) 1,198.10	-	(486.80) 1,198.10
合計		(-) 159.00	(-) 376.00	(1,146.70) 4,571.00	(1,146.70) 5,106.00		(1,146.70) 5,106.00

第6章 費用の概算

¥415,989,000－(うち地方事務費 ¥19,809,000－を含む。)
(変更前:¥264,600,000－(うち地方事務費 ¥12,600,000－を含む。))

第7章 効用

()は変更前 [単位:千円]

区分 効果項目	年総効果額	年増加所得額	備考
作物生産 効果	(18,051) 22,664	(26,557) 33,793	
営農経費節減 効果	-	-	
維持管理節減 効果	(△68) △ 73	(△61) △ 64	
その他 効果	(5,608) 4,660	-	(国産農産物安定供給効果)
計	(23,591) 27,251	(26,496) 33,729	

第8章 他の事業との関係

該当なし

第9章 計画概要図

別紙の通り